

# 日出町発電施設設置事業指導要綱

平成25年11月29日

告示第85号

## (目的)

第1条 この要綱は、日出町内における再生可能エネルギー源を活用した大規模な発電施設（以下「発電施設」という。）の設置に関し必要な事項を定め、その適正な施行を誘導することにより、設置場所及びその周辺の地域における災害防止とともに森林、河川その他良好な自然環境と田畑、道路、水路その他町民が利用する生活環境（以下これらを「自然及び生活環境」という。）の確保を図り、もって自然と調和したまちづくりを推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条各号に定めるものをいう。
- (2) 設置事業 発電施設の設置に要する土地の権利の取得、伐採、造成、工事等発電施設の設置に係る事業の全てをいう。
- (3) 事業者 設置事業を施行する者をいう。
- (4) 設置場所 発電施設の有無にかかわらず設置事業を施行しようとする全ての場所をいう。
- (5) 公共施設 道路、公園、緑地、上下水道、消防用水利、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。
- (6) 近隣関係者 設置場所が所在する区域（日出町区長設置規則（平成25年日出町規則第8号）第2条第1項に掲げる区域をいう。）内に居住する

者及び当該設置事業による自然及び生活環境の改変の影響を受けるおそれがある設置場所の周辺に居住する者等をいう。

(適用の対象となる設置事業)

第3条 この要綱は、日出町内において施行する設置事業のうち設置場所の面積（同一の事業者が既に設置している、若しくは設置しようとしている発電施設に接続する場合又は複数の設置場所において設置事業を施行する場合は、それぞれの設置場所の合計面積のことをいう。）が5,000平方メートルを超えるものについて適用するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、設置事業を施行するときは、関係法令を遵守するほか設置場所及び周辺地域の自然及び生活環境について十分に配慮し、事故、公害、災害（以下これらを「事故等」という。）の防止に努めるとともに、近隣関係者との良好な関係を損なわないように努めなければならないものとする。

2 事業者は、設置事業の施行に伴い事故等が発生したとき、又は近隣関係者と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じるように努めなければならないものとする。

(町との協議)

第5条 事業者は、設置事業を施行する場合は、設置事業の計画（以下「設置事業計画」という。）について町と協議するものとする。

2 協議の時期は、原則として設置事業の着手前とする。

3 協議を行おうとする事業者は、発電施設設置事業計画書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(設置事業計画の変更)

第6条 事業者は、前条第3項の規定により提出した設置事業計画書の内容を変更したときは、速やかに町と協議するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(助言又は指導)

第7条 町は、事前協議のあった設置事業計画（前条に規定する変更後のものを含む。）について、関係法令に基づく届出等のほか、次に掲げる事項に関し、必要な助言又は指導を行うものとする。

(1) 設置事業が町の土地利用に関する計画及び公共施設の整備に関する計画と適合すること。

(2) 埋蔵文化財の保護、自然及び生活環境の保全並びに災害防止のための措置が適切に図られていること。

(3) 説明会の開催等近隣関係者の意見の把握のための措置が適切に図られていること。

(4) 前3号に掲げるもののほか当該設置事業の施行に関し必要な措置が適切に図られていること。

(近隣関係者の意見把握等)

第8条 事業者は、設置事業計画に示した方法により、近隣関係者の意見等の把握に努めるものとする。

2 事業者は、把握した近隣関係者の意見を設置事業計画に反映するとともに設置事業について近隣関係者の理解を得るように努めるものとする。

3 事業者は、第1項の規定により把握した近隣関係者の意見及び前項の規定により反映した事項を近隣関係者意見等調書(様式第2号)により町長に提出するものとする。

(文化財保護)

第9条 事業者は、設置場所内における埋蔵文化財等の有無を事前に確認し、埋蔵文化財等が設置場所内に存在する場合は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条の規定に基づき、大分県教育委員会に届け出る際日出町教育委員会を経由するものとする。

2 事業者は、設置事業の施行中に埋蔵文化財等を発見したときは、文化財保護法第96条の規定に基づき、直ちにその施行を中止し、大分県教育委員会に届け出る際日出町教育委員会を経由するものとする。

3 埋蔵文化財等の調査費等については、事業者負担とする。

(立入調査)

第 10 条 町長は、設置事業に際して必要と認められるときは、事業者の同意を得て職員等を設置場所内に立入らせ、設置事業の状況を調査するものとする。

(設置事業の完了等)

第 11 条 事業者は、設置事業を完了し発電施設を設置したときは、発電施設設置届(様式第 3 号)を町長に提出するものとする。

(庶務)

第 12 条 この要綱による業務は、政策推進課が行うものとする。ただし、第 5 条第 1 項及び第 6 条に規定する協議並びに第 7 条に規定する助言又は指導については、関係課が行うものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要と認める事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。